

第1部 評価の総括的な取りまとめ

1. はじめに

家電製品協会(※1)が不法投棄未然防止事業に取り組む市町村、特別区又は廃棄物の収集を業務として扱う地方公共団体の組合(以下「市町村等」という。)に協力するための事業を実施する基本的な政策等について、本委員会は、第三者委員会基本方針、不法投棄未然防止事業協力実施要項(以下「要項」という。)等(以下、第三者委員会基本方針、要項等を「基本方針等」という。)を定めた。

※1 財団法人家電製品協会は、平成24年4月1日に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記を行い、一般財団法人に移行し、一般財団法人家電製品協会となり、財団法人家電製品協会の全ての権利義務を継承した(以下、この移行の前後を問わず、財団法人家電製品協会及び一般財団法人家電製品協会をあわせて「協会」という。)

市町村等が、その区域の全部又は一部において不法投棄される特定家庭用機器廃棄物(以下「特定廃棄物」という。)の量を大幅に削減することを目的として、特定廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業(以下「防止事業」という。)及び不法投棄された特定廃棄物を回収し、当該廃棄物に係る製造業者等(当該廃棄物に係る製造業者等が存しないとき又は当該廃棄物に係る製造業者等を確認することができないときは、指定法人)(以下「再商品化等実施者」という。)に引き渡す事業(以下「引渡事業」という。)を平成24年2月1日から平成25年1月31日までの期間内に実施しようとしている計画について、協会は、基本方針等に基づき、平成23年7月から同年9月の間に公募した。同様に、これら事業を平成25年2月1日から平成26年1月31日までの期間内に実施しようとしている計画について及びこれら事業を平成26年2月1日から平成27年1月31日までの期間内に実施しようとしている計画について、協会は、それぞれ平成24年7月から同年9月の間及び平成25年7月から同年9月の間に公募した。

本委員会は、上記3公募に応じ協会に提出された応募申請書の内容等が、要項第5条第4項に定める内定の条件(別紙一注1)をすべて満たしていると認めた応募案件についてそれぞれ内定するとともに、当該内定に本委員会が必要と認める条件を付した。協会は、内定された応募案件に係る市町村等に対し、当該内定等を通知するとともに、当該市町村等と協議を行った。この協議の結果、協会と当該市町村等が合意をした場合、「不法投棄未然防止事業に係る助成金の交付等に関する覚書」を締結し(この締結された覚書を以下、「協力覚書」という。)、当該協力覚書等に基づき、当該覚書に係る市町村等が当該覚書に掲げる事業(上記の最初の公募の結果として締結された協力覚書に係るものを以下「平成24年度事業」と、第二の公募の結果として締結された協力覚書に係るものを以下「平成25年度事業」と、第三の公募の結果として締結された協力覚書に係るものを以下「平成26年度事業」と、それぞれいう。)を行い、協会はこれに協力を行った。

要項第18条第1項(別紙一注2)の規定に基づき、本委員会は、協力覚書に係る市町村等が行った当該覚書に掲げる事業及び当該事業による成果等について、当該事業が終了してから3年程度は評価を行うこととしており、今回、本委員会は平成24年度事業について3回目、平成25年度

事業について2回目、平成26年度事業について最初の評価を行い、その結果を報告書として取りまとめた。なお、本報告書は、「第1部 評価の総括的な取りまとめ」及び「第2部 個別の市町村に係る評価」により構成されている。

2. 事業協力未実施年度に自主的に行なわれた不法投棄未然防止事業の実施状況の調査

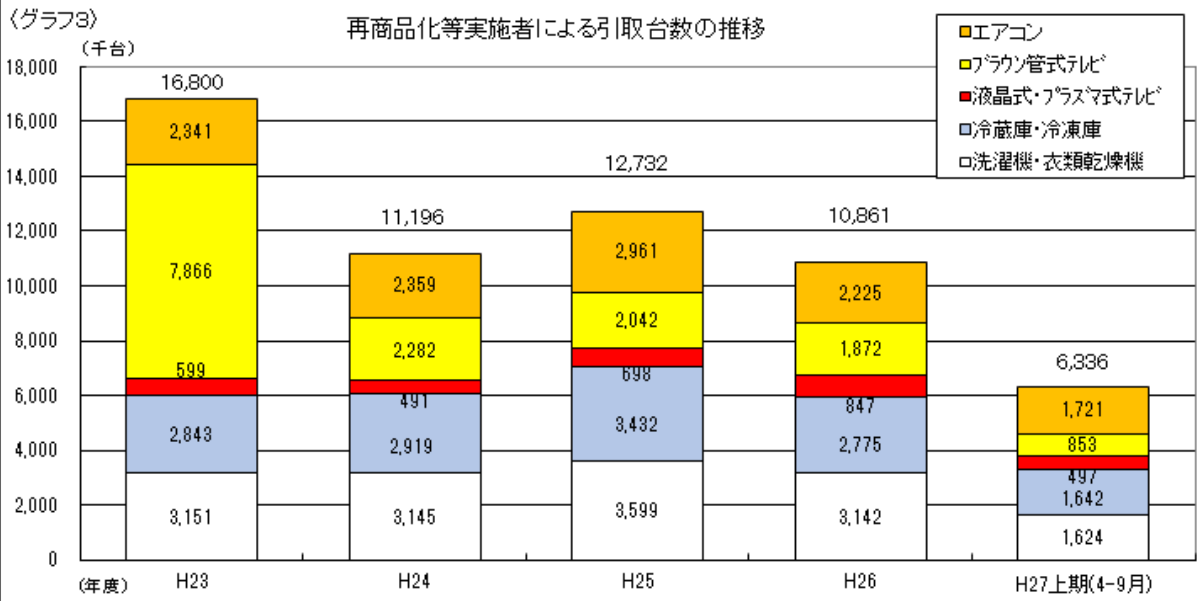
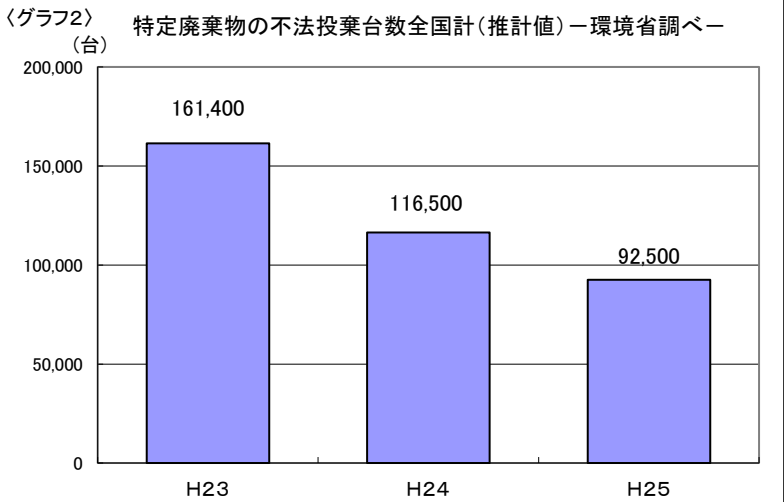
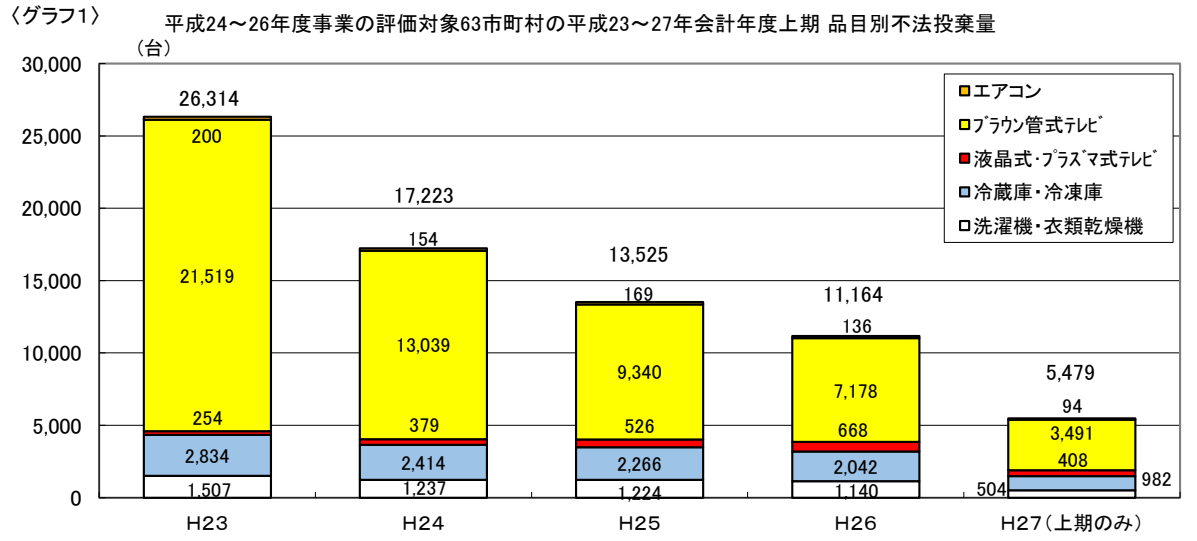
今回、評価を行うに当たり、平成24年度事業を実施し実績報告書を提出した44市町村のうち平成25年度及び平成26年度の両方もしくはいずれか片方の年度について事業協力を行っていない市町村に関して、又、平成25年度事業を実施し実績報告書を提出した40市町村のうち平成26年度事業協力を行っていない市町村に関して、当該事業協力未実施年度に自主的に行う不法放棄を未然に防止するための事業（以下「自主事業」という。）を実施した場合は当該自主事業による影響を考慮に入れる必要がある。そのため、要項第17条第1項（別紙一注2）の規定に基づき、当該市町村に対し自主事業の実施の有無及び実施した場合は当該自主事業の内容及び成果等に関して報告を求めた。

具体的には、平成24年度に事業協力を行った市町村のうち平成25年度に事業協力を行っていない14市町村については、昨年度評価を行う際に平成25年度に実施した自主事業に関する報告を受けているため、今回は、平成24年度及び平成25年度の両方もしくはどちらか一方の年度について事業協力を行ったが平成26年度に事業協力を行っていない10市町村に対して、平成26年度に実施した自主事業について報告を求めた。その結果、当該市町村すべてから自主事業を実施したこと並びに当該自主事業の内容及び成果等について報告があった。

3. 特定廃棄物不法投棄量及び引取台数の推移状況

今回の評価の対象となる平成24、25及び26年度のいずれかに事業協力を行なった63市町村における平成23会計年度（会計年度とは当年4月から翌年3月まで。以下同じ。）から平成27会計年度上期（平成26年4月から9月まで）までの会計年度ごとの特定廃棄物不法投棄量をグラフ1（グラフにおける「年度」は「会計年度」を意味し、以下すべてのグラフ及び表（表4を除く）についても同じ。）に表した。グラフ1を環境省調べによる全国計（グラフ2）と比較したところ、両者とも同様の推移状況となっており、平成21年5月から平成22年3月まで実施された家電エコポイント制度及び平成22年7月のテレビの地上デジタル放送完全移行（岩手・宮城・福島県は平成24年4月1日に完全移行）に伴う買い替え特需発生の影響により平成23会計年度は不法投棄量が多かったが、平成24会計年度以降は毎年減少していることがわかる。品目別に見るとブラウン管テレビの構成比が高く、薄型テレビへの切り替えにより排出されたブラウン管テレビの不法投棄量が特定廃棄物不法投棄量全体の推移を決定する主たる要因となっていることが分かる。

また、再商品化等実施者による引取台数の推移状況はグラフ3のとおりとなっている。こちらのグラフの推移状況をグラフ1及び2のそれと比較すると、前述した特需の影響が一段落したことにより平成24会計年度の引渡量は前会計年度より大きく減少しているのは同様であるが、その後はかなり異なっていることがわかる。平成25会計年度は前年比13.6%の増加となっており、その主な原因としては、平成26年4月1日の消費税率が5%から8%に引上げされる前の駆け込み需要が挙げられるがグラフ1を見てもこの需要増の影響は見られない。平成26会計年度は再び減少して平成27年度上半期実績も含め平成24会計年度とほぼ同水準になっており、グラフ1とは異なる推移となっている。よって従来どおり、引取台数の推移状況は不法投棄に係る評価の指標として考慮に含めないこととする。



4. 平成24年度事業に係る不法投棄量削減に関する評価

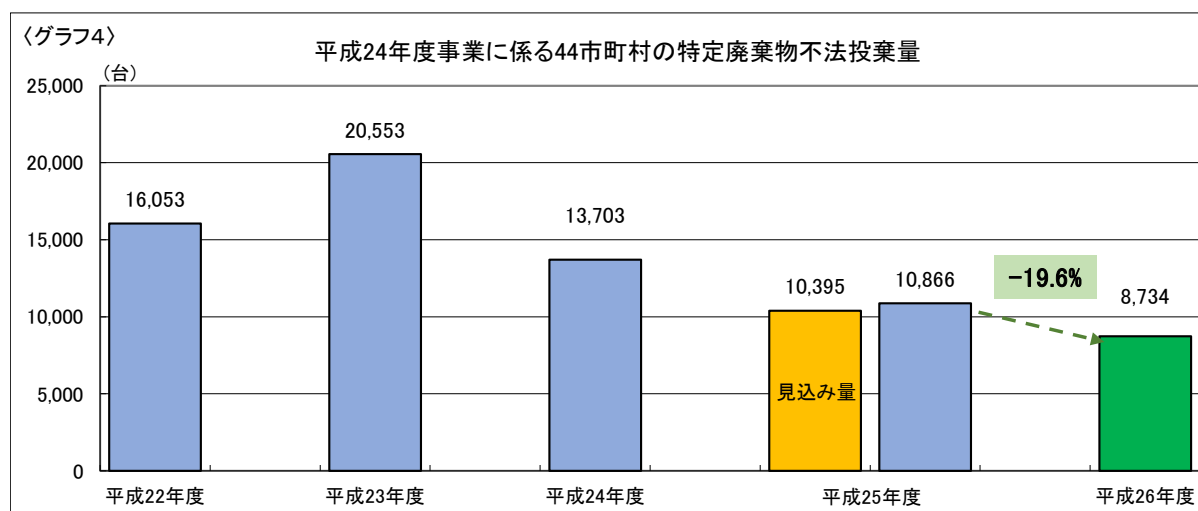
(1) 今回の評価の位置付け

本委員会は、評価対象の44市町村について、平成24年度事業に係る1回目の評価を平成25年12月に、2回目の評価を平成26年12月に実施し、これを公表した。1回目の評価は防止事業及び引渡事業の実施状況についての評価及び評価を実施した時期において不法投棄量データが入手可能であった平成25会計年度上半期の特定廃棄物不法投棄量削減に関する評価(本委員会は、ある協力年度に係る事業の不法投棄量削減に関する評価を、当該協力年度終了後に開始される最初の会計年度の不法投棄量のその3年前の会計年度のそれに対する削減率と、当該事業の応募申請書に記載された削減見込み率(以下「削減見込み率」という。)との比較をもって行うこととしている。)を中間評価として行い、2回目の評価は、平成22会計年度を基準とした平成25年会計年度(通期)の不法投棄削減率の評価を行った。

今回3回目の評価は、平成24年度事業の実績報告書及び自主事業等についての報告書に基づき、平成26会計年度の特定廃棄物不法投棄削減及び過去3年間の削減の状況に関して実施する。

(2) 事業実施市町村合計の不法投棄量の削減状況

44市町村の平成26会計年度の特定廃棄物不法投棄量合計は、平成25会計年度のそれと比較して19.6%減少という結果であった(グラフ4)。なお、前述のとおり平成23年度は地上デジタル放送移行等の影響による買替え急増という特殊要因の影響により不法投棄量が増加したが、それ以降の3年間同量は減少し続けている。



(3) 不法投棄量を削減した市町の状況

44市町村のうち、平成24会計年度から平成26会計年度まで3年間連続して特定廃棄物不法投棄量を前会計年度より10%以上削減したのは13市町村であった(表1)。平成25及び26会計年度に不法投棄がゼロとなった川上村及び島原町を筆頭に、13市町村すべてにおいて3年間で50%以上削減している。

〈表1〉 平成24年度事業に係る市町であって、平成24～26年度連続して特定家庭用機器廃棄物不法投棄量が前年比10%以上削減したもの
(平成26年度実績の対平成23年度削減率降順)

No.	都道府県名	市町村名	H23 実績台数	H24 実績台数	対前年度 削減率	H25 実績台数	対前年度 削減率	H26 実績台数	対前年度 削減率	対H23年度 削減率
1	奈良県	川上村	48	19	60.4%	0	100.0%	0	-	100.0%
2	長崎県	島原市	11	9	18.2%	0	100.0%	0	-	100.0%
3	千葉県	佐倉市	364	168	53.8%	149	11.3%	84	43.6%	76.9%
4	三重県	名張市	232	138	40.5%	98	29.0%	58	40.8%	75.0%
5	千葉県	千葉市	837	407	51.4%	336	17.4%	269	19.9%	67.9%
6	秋田県	三種町	47	41	12.8%	18	56.1%	16	11.1%	66.0%
7	北海道	札幌市	4,386	3,029	30.9%	2,249	25.8%	1,525	32.2%	65.2%
8	神奈川県	愛川町	167	128	23.4%	94	26.6%	59	37.2%	64.7%
9	和歌山県	和歌山市	405	241	40.5%	209	13.3%	161	23.0%	60.2%
10	愛知県	岩倉市	109	74	32.1%	54	27.0%	47	13.0%	56.9%
11	愛媛県	松山市	721	480	33.4%	394	17.9%	318	19.3%	55.9%
12	神奈川県	横浜市	4,601	3,195	30.6%	2,422	24.2%	2,054	15.2%	55.4%
13	愛知県	名古屋市	2,466	1,858	24.7%	1,344	27.7%	1,102	18.0%	55.3%

(4) 不法投棄量が増加した市町の状況

平成26会計年度の特定廃棄物不法投棄量が平成25会計年度のそれに対して増加したのは12市町であった。各市町からは増加原因について、たとえば一箇所によくの不法投棄が発生した等の明確な報告はないが、防止事業について今一度その効果測定を行い、改善策を立案実施する時期に来ているところもあると考えられる。

5. 平成25年度事業に係る不法投棄量削減に関する評価

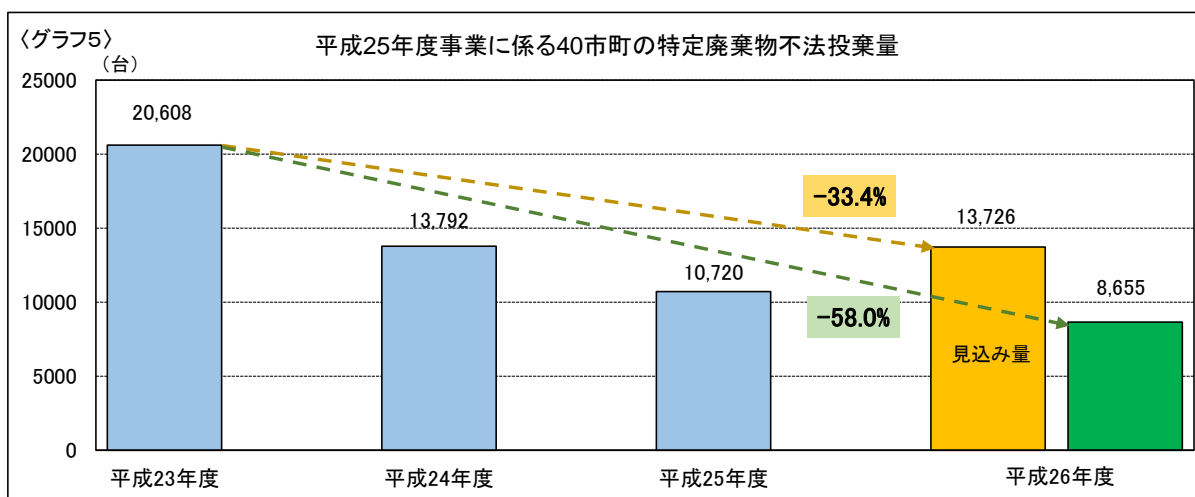
(1) 今回の評価の位置付け

本委員会は、評価対象の40市町における平成25年度事業について1回目の評価を平成26年12月に実施し、これを公表した。なお、その評価を実施した時期において不法投棄量データで入手可能なものが平成26会計年度上半期までのものに限られたため、評価の最重要ポイントである不法投棄量削減に関する評価を中間評価と位置付けこれを行った。今回2回目として実施した評価は、平成26会計年度通期の不法投棄実績に基づいて本格的なものとして実施した。

(2) 事業実施市町合計の不法投棄量の削減状況

要項第5条第4項第1号(別紙一注1)のとおり、平成25年度事業協力内定の条件として、事業実施後の平成26会計年度の特定廃棄物不法投棄量が、平成23会計年度のそれと比べて顕著に削減されることが確実であると見込まれることが挙げられており、本委員会は現在、「顕著に削減」の判断基準として、毎年10%、3年間で30%程度かそれ以上の削減が見込まれることとしている。

グラフ5のとおり、評価対象の40市町が応募申請書に記載した平成26会計年度の特定廃棄物不法投棄量の平成23会計年度のそれに対する削減見込み率は33.4%であり、平成25会計年度実績を28.0%上回るいわば“逆転現象”を起こしている。これは、上述のとおり特殊要因を背景として平成23会計年度の不法投棄実績が大きくなっていくことに起因しており、平成25年度事業協力応募申請書に記載する平成24年半ばの時期に平成23会計年度の実績に基づいて立てる見込みとしてはある程度上ぶれするのは致し方ないものであったと考えられる。なお、結果的には平成24会計年度以降不法投棄量は減少をたどり、平成26会計年度には平成23会計年度に対して58.0%の大幅削減となっており、前年度実績と比較しても19.3%減少している。



(3) 不法投棄削減見込みを達成した市町

個々の市町に係る特定廃棄物不法投棄量の平成23会計年度を基準とした平成26会計年度の削減率が、当該市町が応募申請書に記載した同削減見込み率を上回ったのは40市町のうち30市町であったが、前述のとおり合計した不法投棄見込み量が前年比増となっているため、30市町のうち平成26会計年度実績が前年より増加している6市町を除いた24市町を表2に表した。

平成26会計年度不法投棄量が平成23会計年度のそれと比較して最も削減率が高かったのは76.9%削減した佐倉市であった。ちなみに同市は平成25年度事業において207枚の防止看板を設置し261日毎日7時間のパトロールを実施している。

〈表2〉 平成25年度事業に係る市町村であって、平成26年度不法投棄削減見込みを達成し前年比も減少したもの
(実績対平成23年度削減率降順)

No.	都道府県名	市町村名	H23年度	H25年度	H26年度				
			実績台数	実績台数	実績台数	対H23年度削減率	対H25年度削減率	見込み台数	対H23年度削減率
1	千葉県	佐倉市	364	149	84	76.9%	43.6%	181	50.3%
2	福岡県	直方市	8	7	2	75.0%	71.4%	6	25.0%
3	東京都	日野市	81	36	22	72.8%	38.9%	55	32.1%
4	神奈川県	藤沢市	197	55	54	72.6%	1.8%	129	34.5%
5	神奈川県	川崎市	1,918	620	605	68.5%	2.4%	1,235	35.6%
6	千葉県	千葉市	837	336	269	67.9%	19.9%	586	30.0%
7	秋田県	三種町	47	18	16	66.0%	11.1%	30	36.2%
8	北海道	札幌市	4,386	2,249	1,525	65.2%	32.2%	2,999	31.6%
9	長野県	須坂市	37	20	13	64.9%	35.0%	25	32.4%
10	神奈川県	愛川町	167	94	59	64.7%	37.2%	108	35.3%
11	広島県	広島市	458	370	189	58.7%	48.9%	306	33.2%
12	宮崎県	西都市	7	5	3	57.1%	40.0%	4	42.9%
13	愛知県	岩倉市	109	54	47	56.9%	13.0%	71	34.9%
14	愛媛県	松山市	721	394	318	55.9%	19.3%	432	40.1%
15	神奈川県	横浜市	4,601	2,422	2,054	55.4%	15.2%	3,220	30.0%
16	愛知県	名古屋市	2,466	1,344	1,102	55.3%	18.0%	1,724	30.1%
17	沖縄県	糸満市	52	199	25	51.9%	87.4%	36	30.8%
18	北海道	旭川市	491	283	239	51.3%	15.5%	260	47.0%
19	愛知県	豊橋市	662	343	333	49.7%	2.9%	462	30.2%
20	岐阜県	岐阜市	303	168	160	47.2%	4.8%	197	35.0%
21	滋賀県	野洲市	72	54	39	45.8%	27.8%	50	30.6%
22	福岡県	岡垣町	42	33	24	42.9%	27.3%	27	35.7%
23	埼玉県	飯能市	92	59	56	39.1%	5.1%	64	30.4%
24	愛知県	小牧市	231	192	144	37.7%	25.0%	162	29.9%

(4) 不法投棄量が減少したが削減見込み未達成の市町

平成26会計年度の特定廃棄物不法投棄量が平成23会計年度のそれに対して減少したものの、見込み量を上回ったのは7市町であった。

本委員会は、当該市町村に不法投棄削減見込み率が達成できなかった原因の調査、分析及び実施した防止事業の効果測定を行い、これらに基づき今後改善策を実施し、もって不法投棄量のいっそうの削減に向けた活動をしていただきたい。

(5) 不法投棄量が増加した市町

3市において、平成25年度事業を実施したにもかかわらず平成26会計年度の特定廃棄物不法投棄量が平成23会計年度のそれに対して増加する結果となっている。当該市町村が、今後事業協力に応募するのであれば、本委員会は、それまでに不法投棄量を大幅に削減しているかもしくは削減のための説得性のある改善案の提示を強く求めることとする。

なお、平成25年度事業に係る市町村についての不法投棄量削減以外のもの、たとえば防止事業の実施状況等に関する評価については、昨年実施した評価を参照いただきたい。

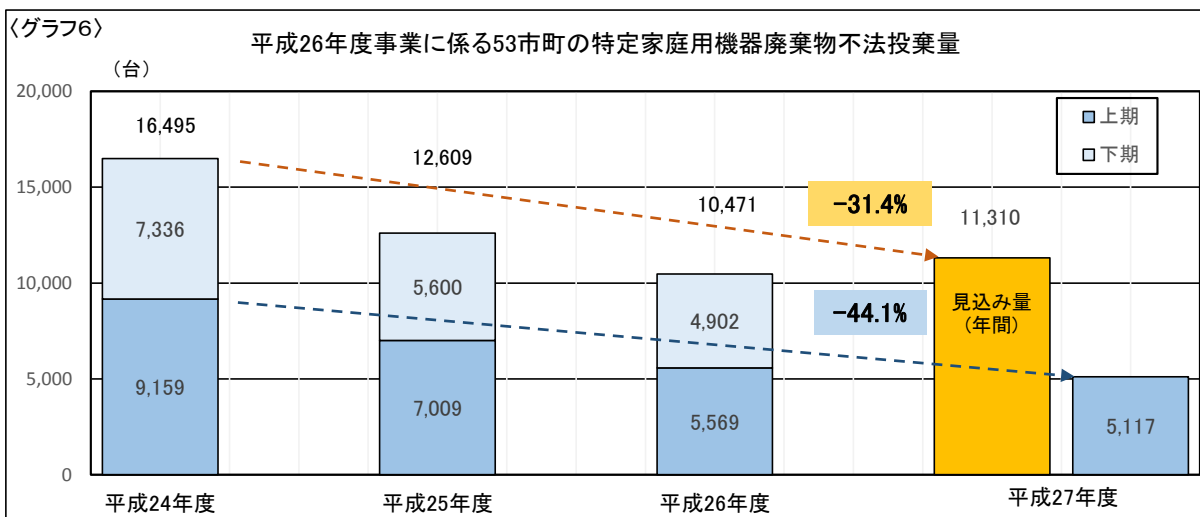
6. 平成26年度事業に関する評価

(1) 今回の評価の位置付け

本委員会は、今回、平成26年度事業協力を実施し実績報告書が提出された53市町について評価を行うに当たり、現時点において平成27会計年度の不法投棄量データで入手可能なものが上半期のものに限られるため、評価の最重要ポイントである不法投棄量削減に関する評価(本委員会は、平成24会計年度の不法投棄量を基準とした平成27会計年度のその削減率で比較することとしている。)を中間評価と位置付けた。

(2) 事業実施市町の不法投棄量の削減状況(中間評価)

評価対象の53市町合計の平成27会計年度の不法投棄量の平成24会計年度のそれに対する削減見込み率は31.4%であるが、前会計年度実績と比較すると見込み量は8.0%増加となっている。上半期の途中経過としては平成24会計年度上半期からの削減率は44.1%で年間の削減見込み率を上回っており、前会計年度上半期実績よりも8.1%削減となっている(グラフ6)。ただし、平成25、26会計年度と2年間続けて年間の削減率が前年比20%以上であったものが上半期のみとはいえ平成27会計年度は一桁となりやや鈍化傾向を見せているようにも思われる。



個々の市町についてみると、平成26会計年度上半期の平成23会計年度上半期に対する不法投棄量削減率が30%以上、かつ平成25会計年度上半期に対する同削減率が10%以上であるものは次の18市町であった〈表3〉。

〈表3〉平成26年度事業に係る市町であって、平成27年度上半期の特定廃棄物不法投棄量削減率が高いもの
 -平成27年度上半期削減率が平成24年度比30%以上、かつ平成26年度比10%以上 - (対平成24年度削減率降順)

No.	都道府県名	市町村名	平成24年度		平成26年度		平成27年度			
			年間実績台数	上半期実績台数	上半期実績台数	上半期実績台数	対H24上半期削減率	対H26上半期削減率	年間見込み台数	対H24年度削減率
1	長野県	須坂市	60	41	10	1	97.6%	90.0%	42	30.0%
2	奈良県	奈良市	148	88	72	18	79.5%	75.0%	101	31.8%
3	秋田県	三種町	41	24	9	5	79.2%	44.4%	28	31.7%
4	北海道	札幌市	3,029	2,275	1,048	825	63.7%	21.3%	2,100	30.7%
5	三重県	名張市	138	55	34	21	61.8%	38.2%	96	30.4%
6	愛知県	名古屋市	1,858	937	505	394	58.0%	22.0%	1,300	30.0%
7	東京都	あきる野市	68	27	22	12	55.6%	45.5%	47	30.9%
8	北海道	旭川市	244	164	197	74	54.9%	62.4%	165	32.4%
9	滋賀県	野洲市	67	25	16	12	52.0%	25.0%	45	32.8%
10	千葉県	千葉市	407	212	157	109	48.6%	30.6%	284	30.2%
11	北海道	釧路町	222	136	92	70	48.5%	23.9%	111	50.0%
12	神奈川県	川崎市	953	541	319	280	48.2%	12.2%	649	31.9%
13	長崎県	杵岐市	44	30	55	16	46.7%	70.9%	30	31.8%
14	愛知県	小牧市	175	82	87	45	45.1%	48.3%	121	30.9%
15	東京都	日野市	40	20	14	11	45.0%	21.4%	26	35.0%
16	愛知県	清須市	104	58	52	32	44.8%	38.5%	70	32.7%
17	東京都	八王子市	178	118	89	72	39.0%	19.1%	124	30.3%
18	愛知県	豊橋市	517	216	170	134	38.0%	21.2%	360	30.4%

一方、平成27会計年度上半期の不法投棄量が年間見込み量を既に上回っているところが12市町あった。前述のとおり上半期のみとはいえ全体的に削減率が鈍化傾向を見せているなかで、不法投棄量の下げ止まり感が出てきていると思われる市町に関して今後の動きを注視していきたい。又、当該12市町のうち4市町が西日本の同一県内となっていることから不法投棄を誘発する地域特有の要因の有無についても今後調査していく所存である。

なお、平成26年度事業に係る市町の不法投棄量削減に関する評価については、平成27会計年度通期の不法投棄量データを得た後にそれに基づいて本格的な評価を行うこととする。

(3) 防止事業及び引渡事業の実施状況について

① 防止事業の内容及び費用について

平成24～26年度に実施した個別の防止事業についてその項目ごとに、市町村数及び費用実績並びに費用構成比を表わしたのが表5である。年度により事業協力実施市町村が異なり年度ごとの費用の絶対額を比較できないためここでは費用構成比の比較を行なう。

各年度とも個別の防止事業のうちパトロールが看板等をやや上回って最も多くの市町村で行なわれており、費用についてはパトロールの構成比が際立って高くなっている。また平成26年度では監視カメラ・警報装置の構成比が再び上昇しているが、比較的廉価でありながら高性能な監視カメラが手に入りやすくなってきたこと及び一度設置すれば防止効果が継続的されること、又、小型で移設が容易なものも増えてきたことがその要因として考えられる。

〈表4〉個別防止事業の実施市町村数、防止費用実績及び費用構成比

(各年度の期間は2月から翌年1月)

年度別実績 防止事業項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	市町村数	費用(千円)	構成比	市町村数	費用(千円)	構成比	市町村数	費用(千円)	構成比
監視カメラ、警報装置	19	27,046	22.2%	22	19,900	15.4%	25	34,639	21.7%
看板、のぼり旗、懸垂幕、防止柵・ネット	36	9,171	7.5%	30	6,528	5.0%	38	7,770	4.9%
パトロール(車両含む)	37	83,038	68.2%	39	101,073	78.2%	41	115,019	72.1%
その他(シール、チラシ、ステッカー、放送等)	11	2,576	2.1%	7	1,815	1.4%	7	2,033	1.3%
合計(市町村数は事業協力実施市町村数)	44	121,831	100.0%	40	129,316	100.0%	53	159,460	100.0%

②個別事業の実施状況及び計画との比較について

防止事業の実施状況については約半数の市町村においておおむね計画通り実施されていることが認められるが、残り約半数においては一部の個別事業について計画した内容を変更して実施していた。後者においては、計画に比べてより費用対効果が高い内容に改善されて実施されたところがあったとともに、逆に計画に比べて十分効果的であったとは言えない変更内容で実施されたところもあった。以下、両方について主な具体例をあげることとする。

近年監視カメラは高画素数のものやネットワーク対応のものなど高性能なものの低価格化が進んでいるが、計画策定時より廉価な機種を探し出して購入・設置台数を増やしたことにより防止効果を上げたのが3市ある。これらにおいては、より効果的な防止事業を実施するための予算運用に対する前向きで柔軟な姿勢がうかがえる。一方、1市において4台の監視カメラを購入したものの平成26年度は設置しなかった例があった。同市からの実績報告書によると、設置場所の占有許可取得に時間がかかったため翌年度設置になったとのことであるが、4台すべて同理由からだとするとそもそも事業実施の初動が遅かったとも考えられ、今後同様の場合はスケジュールを前倒した計画立案を望みたい。その他、十分な予算が付かなかったため応募申請時に計画した監視カメラの設置ができなかったもしくは台数が減った自治体が3市あったのは残念な結果であった。

看板等の製作物について、設置分が在庫でまかなえたため追加作成しなかった自治体が5市あったが、逆に在庫で十分まかなえるにもかかわらず追加作成しそのまま在庫になってしまった例は2市であった。また、1市では、住民からの要望により配布する監視ステッカーを200枚作成したが実際に使用されたのは8枚のみで、その理由としては監視ステッカーのデザインが住民の支持を得られず設置要望がなかったからとのことであった。限られた予算において住民の要望等を満たし効果が期待できる事業の立案及び実施が望まれる。なお同市ではそれ以外にも、計画していた防止看板の作成・設置が予算削減のために実施できなかったとのことであり、結果的に同市で実施された協力事業はステッカー配布8枚のみで防止効果に疑問が残ることとなった。

その他、計画を変更して事業実施した市町のなかで、より効果的な事業に変更して実施した例としては、1市において1か月のみのパトロールを計画したが同じ予算でより継続的な効果が期待できるとして監視カメラ設置に切り替えたというものがあつた。又、あまり効果が期待できない事業を一部削減した例としては、1市において不法投棄が減少したことにより看板について設置が必要な場所が少なくなったため計画より作成数を減らしたというものがあつた。両市においては限られた財源の中でこういった事業の効果測定を常に行いながら改善案の立案及び実施に取り組んでいることがうかがえ、今後とも同取り組みの継続を願うとともに、他の自治体においても同様の対応が図られるよう期待する。

③防止事業の実施事例とその公表について

平成26年度事業協力を行った53市町から提出された実績報告書に基づき、当該報告書に記載された防止看板、監視カメラ、パトロール等個別の防止事業について、不法投棄未然防止対策のための事業を実施する、又は実施しようとしている市町村等にとって参考になるよう、おもな実施事例を抽出し、実績報告書に添付して提出された写真等を合わせて取りまとめ、過去の事例と合わせて協会の事業協力ホームページに掲載した。掲載した平成26年度事業における実施事例は次のとおりである。個々の事例の内容については当該ホームページを参照していただきたい(下記URL)。なお、実施事例については今後とも、ホームページ等にて紹介していくことを協会に求めていく。

◆ 防止・警告看板、防止柵等の実施事例

- ・ 防止柵プラス防止ネットで効果を更にアップしている事例(愛川町)
- ・ 設置や撤去が容易な「のぼり旗」を設置している事例(札幌市、旭川市)

◆ 監視カメラの実施事例

- ・ 機種選定の見直しにより費用対効果が高い監視体制を確立している事例(栃木市)
- ・ 計量で高機能かつ廉価なカメラにより監視体制を構築している事例(京田辺市)
- ・ ネットワーク監視カメラの導入により不法投棄が激減した事例(松前町)

◆ パトロールの実施事例

- ・ 不法投棄データの視覚化により効果的な防止策を立案・実施している事例(さいたま市)

◆ 広報・啓発活動の実施事例

- ・ 不法投棄防止啓発チラシにより廃棄物特別回収日を案内している事例(須崎市)
- ・ 警察との連携強化を市民にアピールしている事例(亀岡市)

* 防止事業の実施事例掲載URL

「家電製品協会 事業協力ホームページ」 “事例紹介”

URL : <http://www.aeha.or.jp/recycle/customers.html>

④防止事業と引渡事業との相乗効果について

本委員会は防止事業と引渡事業の相乗効果により不法投棄防止効果を高めるために防止事業の少なくとも1つ以上を引渡事業の開始以前に開始することを内定に付した条件として市町村に求めているが、B対象期間中に不法投棄物の回収は行ったものの引渡しが期間終了後となったところが1町あった。その他、B対象期間内に不法投棄物の発見がされなかったため引渡事業を行わなかった3市町を除き、49市町村がその条件を満たしている。

7. 一般廃棄物の不法投棄発見量との相関性についての考察

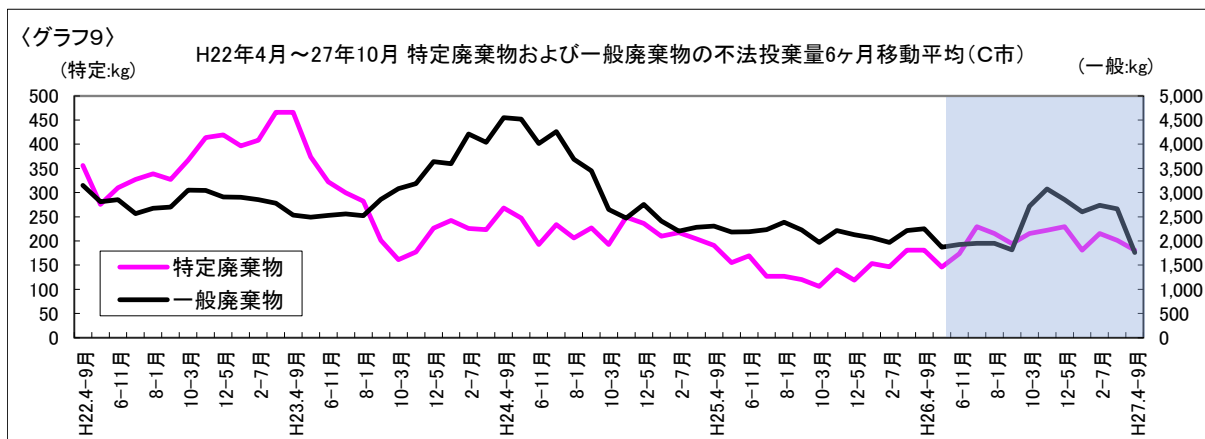
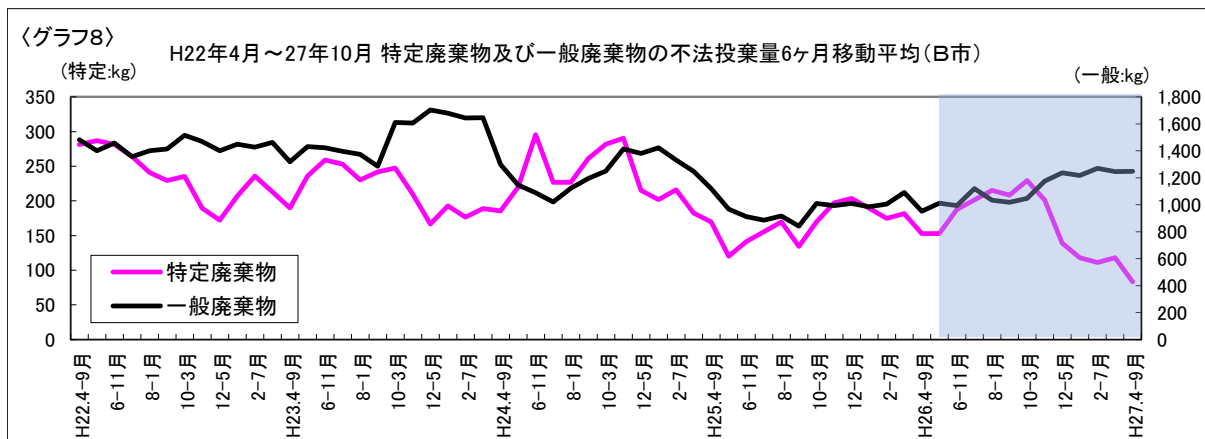
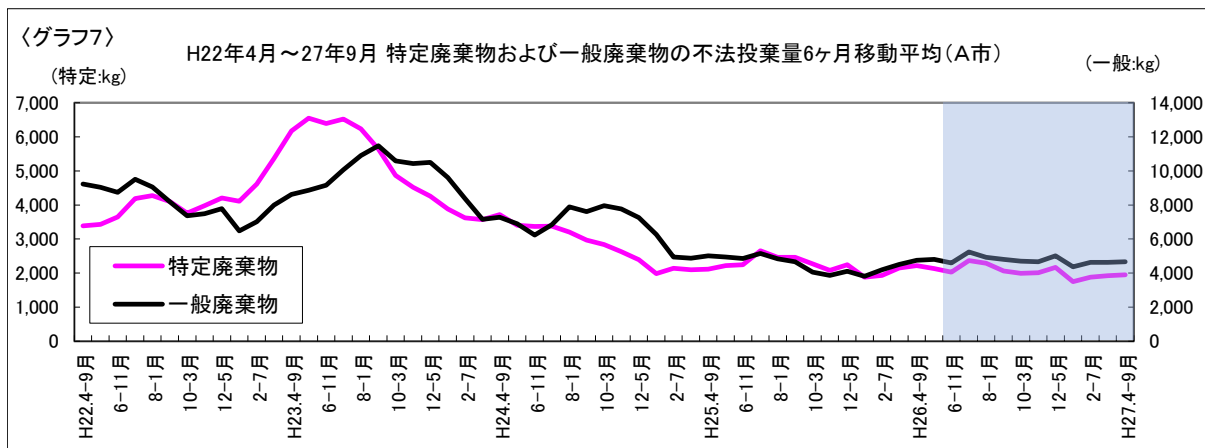
本委員会は、事業協力を実施する市町村等に対して、従前の特定廃棄物不法投棄量の月次連絡に加え平成23年度以降の事業協力について一般廃棄物不法投棄量の同じく月次での連絡を求めることを決定し実施している。

市町村から毎月連絡された実績データに基づき、特定廃棄物の不法投棄量と一般廃棄物のそれとの推移状況を比較して関係性の検証を行ってきた。具体的には、平成24年度実施の評価より3年間継続して事業協力を行なった人口5万人以上の自治体について、過去4年半にわたる毎月の特定廃棄物及び一般廃棄物の不法投棄量について6ヶ月移動平均を算出し両不法投棄量

の推移状況を比較してきた。

当初は地上デジタル移行等の買換え特需発生を背景とした平成23会計年度の特定廃棄物の不法投棄量急増により同時期の一般廃棄物の不法投棄量との相関性があまり見られなかったが、昨年度評価の際に、当該特需の影響の沈静化に伴い両不法投棄量が同様の動きとなってきたことが推測される例として3市を取上げその後の推移を注視するとした。

当該3市は平成26年度も継続して事業協力を実施したため、昨年度の評価以降の平成26年10月から27年9月までの毎月の両不法投棄実績に基づく推移を追加(各グラフの網掛け部分)して更新したものをグラフ7～9に表した。A市(グラフ7)は追加の両推移状況も同様に同じ動きが続いているが、B市(グラフ8)及びC市(グラフ9)は異なった動きを見せることとなっている。両市においてこの原因は明確になっていない。



その他、平成24年度から平成26年度まで継続して事業協力を行なった人口5万人以上の17市のうち上記3市を除く14市について同様のグラフを別紙に表したが、それらのほとんどにおいて両不法投棄量の明確な相関性は認められないことがわかる。

以上のとおり、両不法投棄量の推移の相関性についてはあまり明確ではなくその理由等の分析も困難である。更に、各自治体訪問時の聞き取り調査により、特に一般廃棄物の不法投棄量の測定方法は、全不法投棄量を正確に計量するところや代表的な品目の平均重量により概算にて算出するところなどまちまちであることが分かってきている。以上のような理由から、本考察は今回を持ってとりあえず終了としたい。

8. まとめ

平成21年度より開始した本事業協力は平成26年度で6年が経過したが、開始した直後の平成22年度及び平成23年度に地上デジタル移行等の業界動向を背景として不法投棄量の急増に見舞われたため、実施した防止事業の効果測定が十分に行なえない状況となっていた。しかし、その後そういった特殊な状況が収束して平成24年度から不法投棄量が減少傾向にある現在、限られた財源のなかで事業の実施経験に培われたノウハウを生かして柔軟な姿勢で防止事業の見直しに取り組みいっそうの事業の高効率化を図る市町村が増えてきているように見受けられるようになってきた。また一方では、平成27会計年度上半期には、これまで毎年同様の事業を行って不法投棄を削減してきた市町村において、不法投棄量が増加に転じたり、又削減が鈍化したりしているところが散見されるようになってきた。

本委員会は、事業協力に応募する市町村に対して、不法投棄量の増減の原因の分析及び把握に努め、それぞれの状況に応じたより効果的な事業内容の検討と効率よい方法による実施を期待するとともに、協会事務局をして、不法投棄未然防止活動を行なっている、又、行なおうとしている全国の市町村等への良き手引きとなるよう、事業協力実施市町村での成功事例の紹介等の情報提供を今後とも継続して実施するよう努めていく所存である。

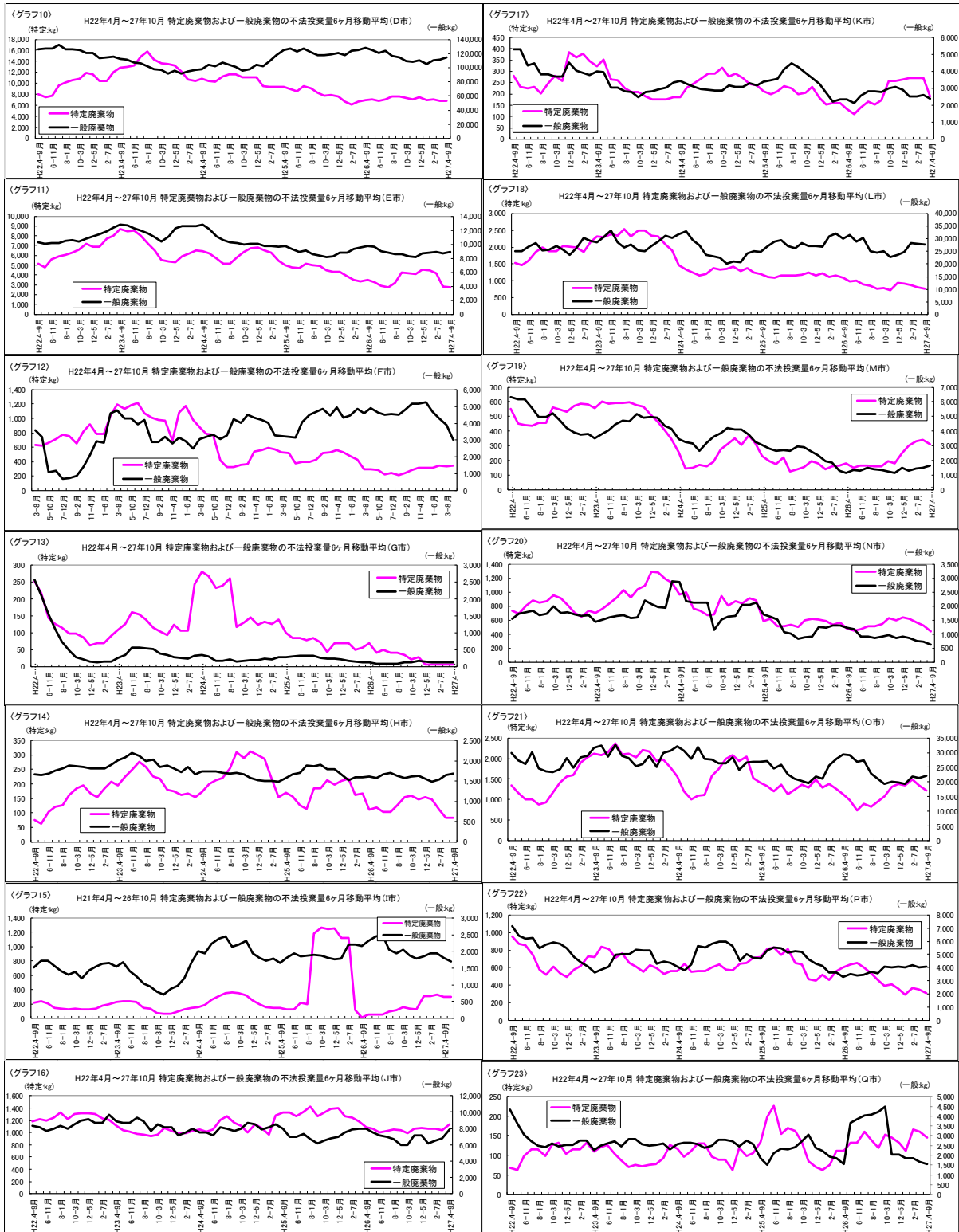
以上

14市^{※1}における特定廃棄物^{※2}及び一般廃棄物の不法投棄量の6ヶ月移動平均(平成22年4月～平成27年9月)

※1 14市:平成24～26年度事業協力連続実施市町村であって、人口5万人以上(平成22年国税調査による)のもののうち本文掲載の3市を除く

※2 特定廃棄物の重量は各年度家電リサイクル引取平均重量にて算出

グラフ目盛: 左: 特定廃棄物、右: 一般廃棄物、単位: kg



1 要項(抄)

(注1) (内定の条件等)

第5条第4項 本委員会は、市町村等が協会に提出した応募申請書が次に掲げる内定の条件をすべて満たしていると認めるときは、当該応募申請書により応募された案件について協力を内定する。この内定された案件を以下「協力内定案件」という。本委員会は、当該内定に本委員会が必要と認める条件(次項に規定する協力の条件を除く。)を付することができるものとする。

- ① 市町村等が当該応募申請書に記載した実施しようとしている事業(以下「実施予定事業」という。)により、当該応募申請書に係る特定地域において発見される廃棄物の不法投棄量の水準が、当該事業を実施した後において、当該事業を実施する前々年度のそれと較べて顕著に削減されることが確実であると見込まれること。
- ② 当該応募申請書に係る特定地域において不法投棄された廃棄物を回収し、再商品化等実施者へ引き渡す事業を実施する期間に当該事業により引き渡す廃棄物の見込み量として当該応募申請書に記載されたものが、前年及び前々年の同じ期間に当該地域において発見された廃棄物の不法投棄量と比較して、著しく大きいものでないこと。ただし、当該見込み量として当該応募申請書に記載されたものが、前年及び前々年の同じ期間に当該地域において発見された廃棄物の不法投棄量と比較して著しく大きい場合であって、当該応募申請書に係る市町村等が当該見込み量の試算根拠として当該応募申請書に記載したものを第三者委員会が正当と認める場合にあってはこの限りでない。
- ③ 生活安全性の確保、自然環境への影響又は景観保全等の観点から、実施予定事業を実施しなければならない緊急性及び必要性が高いと判断されること。
- ④ 過去に実施予定事業と同様の事業を実施している場合は、その事業が好成績を上げている、又は、その事業の経験を踏まえて有効な改善策を講じようとしていると判定できるものであること。
- ⑤ 排出されようとしている廃棄物について家電リサイクル法第9条に規定する引取りの義務を負う小売業者による引取りを求めることが困難なもの(例えば、当該義務が課されている小売業者が存在しない等の理由による。)(以下「義務外品」という。)を、当該小売業者以外の小売業者、当該市町村等又は所要の許可を有する収集運搬業者(次号において「引取者」という。)の行為として当該義務外品に係る排出者から引き取り、当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡す体制が当該応募申請書に係る特定地域にあり、これが有効に機能すると判定されること。
- ⑥ 前号に規定する体制を利用して義務外品を引取者に引き渡す者に対し、当該引取者が当該義務外品を当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡すために行う収集及び運搬に関して請求する料金が、当該応募申請書に係る特定地域に存する小売業者が義務外品を当該義務外品に係る再商品化等実施者に引き渡すために行う収集及び運搬に関して請求する料金の水準に比べて著しく高い額でないと認められること。
- ⑦ 粗大ごみの回収について、ごみの集積所に粗大ごみを出す方式(いわゆる「ステーション方式」)その他の廃棄物の不法投棄を誘発する懸念のある方式が、当該応募申請書に係る特定地域において採用されていないと認められること。ただし、当該特定地域において不法投棄を誘発する懸念のある方式により粗大ごみを回収している場合であっても、明確な不法投棄を防止する措置が講じられていると第三者委員会が認める場合にあってはこの限りでない。
- ⑧ 小売業者、収集運搬業者等の関連事業者に対して廃棄物の適正な引取り及び引渡しに関し適切な広報・指導を、また、住民に対して廃棄物の適正な引渡しに関し適切な広報を当該案件に係る市町村等が行うと認められること。
- ⑨ 実施予定事業は、最も合理的な方法により行うこと。

(注2) (報告等)

第17条 協会は、この要項に別に定めるもののほか、協力覚書に係る市町村等に対して、当該覚書に規定する事業の適正な運営を確保するため又は当該事業終了後の成果を確認するためにこれに必要な限度において、当該事業の遂行状況、当該事業終了後の成果その他必要な事項について、当該覚書を締結した日から当該覚書に係る協力年度が終了した日の翌日から3年が経過する日までの期間、報告を求めることができる。当該報告を求められた市町村等は、速やかに必要な書類を添えて協会に報告をしなければならない。

2 協会は、協会の職員をして、協力覚書に係る市町村等の事務所等に立ち入り、当該覚書に規定する事業に関する帳簿、証拠書類その他の物件を、当該事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、検査させることができる。当該検査を受けることとなった市町村等は、当該検査に協力しなければならない。

(注3) (評価の実施)

第18条 本委員会は、協力覚書に係る市町村等が行う当該覚書に掲げる事業及び当該事業による成果等について、当該事業の途中又は事業が終了してから3年間程度は評価を行うものとする。

2 本委員会は、前項の規定により行った評価の内容を、原則として公表するものとする。ただし、個人情報及び企業等の秘密に属するものについてはその例外とすることができる。